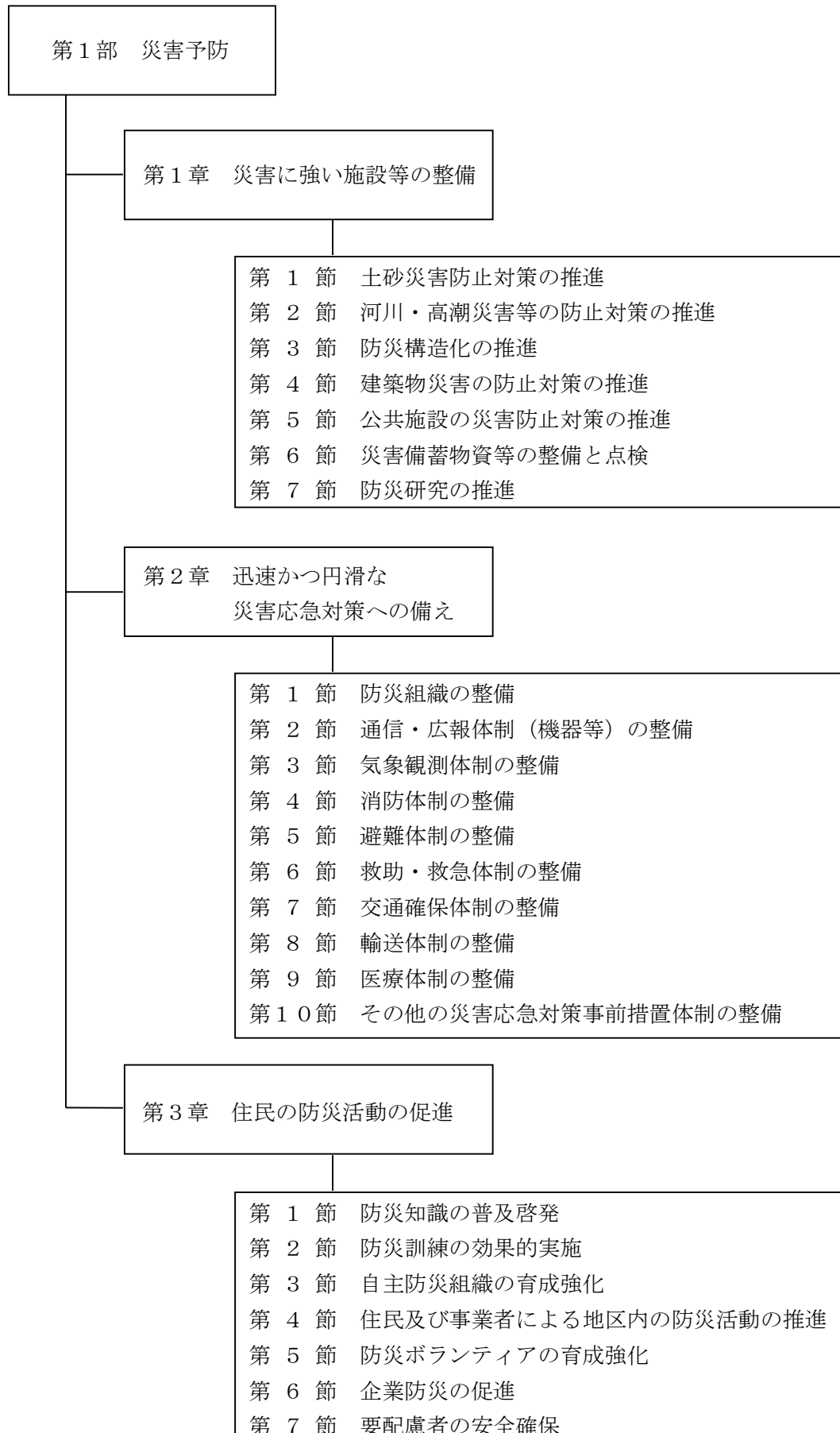


第2編 一般災害対策編

第1部 災害予防



第1部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の風水害等による斜面崩壊等の被害が予想される。

このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害等に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

本市は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。

平成5年（1993年）9月の豪雨では、集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

（1）山地災害危険地区等

ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

イ 防災対策の実施

県は、山地災害危険地区等における治山施設のハード対策と、山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

市は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 砂防法に基づく砂防指定地

ア 砂防指定地の指定

土石流の発生が予想される危険な溪流等を調査・把握し、そのうち、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、制限すべき土地を、国土交通大臣が指定砂防地として指定する。

イ 災害防止事業の実施

県は、土石流発生の恐れがある危険な溪流について、環境にも配慮しつつ、施設の整備を進めており、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（土石流）から、逐次、事業を実施していることから、市は、土砂災害警戒区域等（土石流）の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

ウ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図っており、市も同様に巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

ア 急傾斜地危険箇所等の指定

がけ崩れの発生が予想される危険な箇所を把握・調査し、崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生じる恐れがあるもの及びこれに近接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防止するため、行為の制限を必要とする区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間として環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から逐次、事業を実施する。市は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）災害予防に必要な措置を行う。

ウ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険箇所に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図っていることから、市も巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

- (4) 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一を指定）
急傾斜地崩壊危険区域，又は津波，高潮，出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では，住家等の建築を制限するとともに，がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。
- (5) 主要交通途絶予想箇所
道路管理者は，落石，崩土，河川の氾濫，浸水，高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し，南薩地域振興局等において標示を行うとともに，職員が定期的に防災パトロールを実施し，道路の実態，迂回路の把握に努める。
また，緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し，場合によっては通行規制や通行止の措置を行い，被害の未然防止に努める。
- (6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等
土砂災害から住民の生命を守るため，土砂災害のおそれのある区域について危険の周知，警戒避難体制の整備，住宅等の新規立地の抑制，既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
○土砂災害警戒区域の指定
県は，土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質，土地の利用状況等について基礎調査を行い，市長の意見を聴いた上で，区域の指定を行う。
市は，土砂災害防止法第7条に基づき，各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め，情報伝達，警戒避難体制の整備，警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。
《資料編 土砂災害危険箇所に関する資料》
- (7) 盛土規制法に基づく規制区域等
盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため，盛土等による人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し，規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行う。
また，規制区域内における既存盛土等に関する調査を実施し，不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。
ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定
県は，盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，その結果を公表し，必要な手続きを経た上で，区域の指定を行う。
イ 行為規制等
県は，宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では，土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土・土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか，不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。
- (8) その他の災害危険箇所
市は，各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し，地域住民へ周知するとともに，法令指定区域に準じ，危険箇所ごとに，巡視，警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防関係施設の災害防止

砂防関係施設（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び隣地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防関係施設管理者は、日常の巡視や点検を行い、既存施設の老朽化対策を推進する等、適確な維持管理に努める。

3 災害危険箇所等の調査結果の周知

（1）災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県地域振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日頃から地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市に通報する。

（2）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

（3）災害危険箇所に係る指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、指定避難所、避難路及び避難方法を南九州市地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会等の総会、地区公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

（1）災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

（2）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれ又は危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに指定緊急避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

（3）避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき避難行動要支援者等の状況、

福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市防災無線のほか、緊急速報メール、自治会放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 指定避難所・避難路の指定

指定避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に地域の避難行動要支援者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ 避難指示等の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ ハザードマップ等の作成

土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

（4）住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保共同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（住民の自主防災組織の指導方法は、第3章第3節「自主防災組織の育成強化」参照）

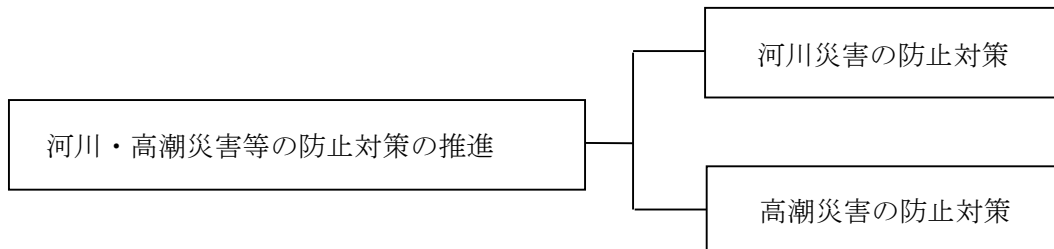
（5）避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難訓練の方法は、第3章第2節「防災訓練の効果的实施」参照）

第2節 河川・高潮災害等の防止対策の推進〔実施責任者：建設課〕

本市は、台風・多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、高潮、波浪被害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。



第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本市は、台風・多雨地帯という厳しい自然条件のもとにあり、河川整備は、緊急度の高いはん濫区域の洪水防ぎょを主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

2 重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

市は、重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じて、住民に周知する。

- ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性
- イ 避難路上の障害物等
- ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等
- エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制

3 重要水防区域の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「南九州市水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視や監視等を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

4 洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等

河川管理者及び市長は、それぞれの立場において、各河川の浸水実績等を把握し、浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。

市長は、洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ、防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し、水害リスク情報として周知しなければならない。

第2 高潮災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

(2) 海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風等の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも引き続き海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

県及び市は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 高潮リスクの低減

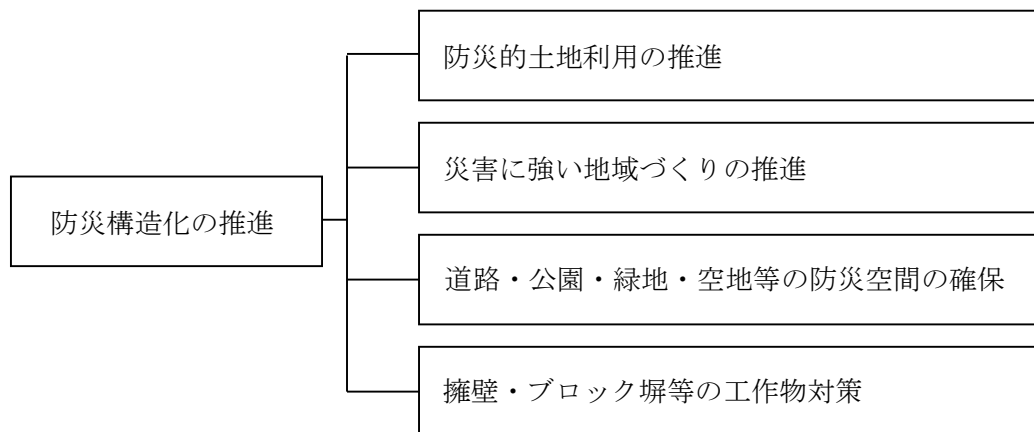
県及び市は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

近年の高波災害や気候変動を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流通防止対策を推進するものとする。

第3節 防災構造化の推進〔実施責任者：建設課・都市政策課・消防組合〕

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、新規事業等の事業に際して、各法令等に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導等を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市における、ハード・ソフト両面からの防災対策等を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

1 安全な都市環境整備の推進

市は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第2 災害に強い地域づくりの推進

1 消火活動困難地域の解消

市は、市街地における道路・空地の確保・拡充を推進し、消火活動困難地の解消に努める。

2 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、火災に対応できるよう、各種事業により、貯水槽等消防水利の整備を推進する。

3 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4 立地適正化計画策定の推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分に考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策等を定める防災指針を位置付ける。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の整備

(1) 道路等の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮することから、道路管理者は、災害に強い道路網（避難路・緊急輸送道路等）の整備及び消防活動困難区域の解消に努める。

また、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(2) 公園・緑地・空地等の整備・確保

市は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

また、山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の確保を図るため体系的な整備・保全を推進する。

加えて、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、県と連携した建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き行う。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について県と連携しながら指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

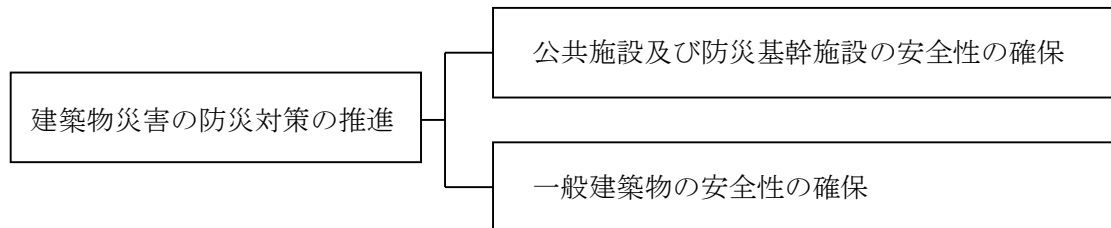
3 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されているため、設置者においては、道路上の違法設置機の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第4節 建築物災害の防災対策の推進〔実施責任者：公共施設管理者・都市政策課・消防組合〕

強風・豪雨・火災等による災害は、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による消失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物の防災対策を推進する。



第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

また、避難者のための防災広場の確保や救助活動や災害支援にあたる車両の活動拠点としての駐車場整備などに努めるものとする。

2 重要防災基幹施設の安全性の確保

市の庁舎、消防の防災機関の施設、学校、公民館等の重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 啓発活動等による建築物の安全化の促進

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災啓発を行い、災害を未然に防止する。

2 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発を行う。

3 既存建築物に対する改修等の指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については、ある程度「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることか

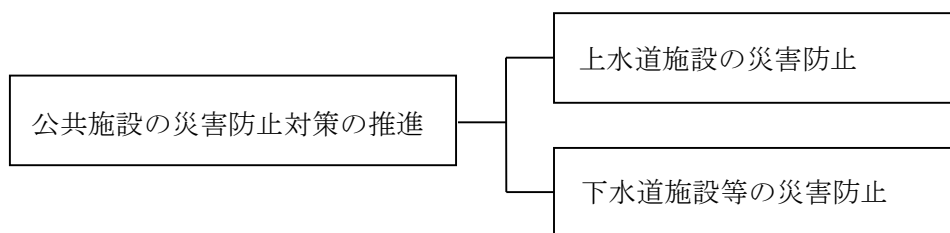
ら、老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。

4 がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、普及・啓発を図る。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：水道課〕

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努める等、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保等、施設の災害防止対策を推進する。



第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設等の災害防止

1 老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道施設については，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，災害に強い下水道施設等の整備対策に努める。

- (1) 老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

浄化センター等の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第6節 災害備蓄物資等の整備と点検〔実施責任者：防災安全課〕

1 備蓄物資の整備

災害発生に際し、被災者に対して迅速かつ的確に救助対策を実施するための衣料、生活必需品等の物資を供給するために、これらの災害備蓄物資の整備を図る。

また、災害時における被服、生活必需品等の確保を図るため、関係業界等との物資調達に関する協力関係の確立に努めるものとする。

2 備蓄物資の点検及び補充整備

衣料、生活必需品等の物資については、かねてから備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態を保つように努めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3 水防資機材の備蓄、点検

(1) 水防資機材の保管場所と数量は、「南九州市水防計画」に定める。

(2) 点検実施時期

出水期前（5月上旬）に行う防災点検に併せて実施する。

(3) 点検実施方法

倉庫毎に資機材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは返納の手続きをとり、また不足するときは補充する。

第7節 防災研究の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課・耕地林務課〕

関係機関等との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 地域危険度の調査研究

防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な被害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

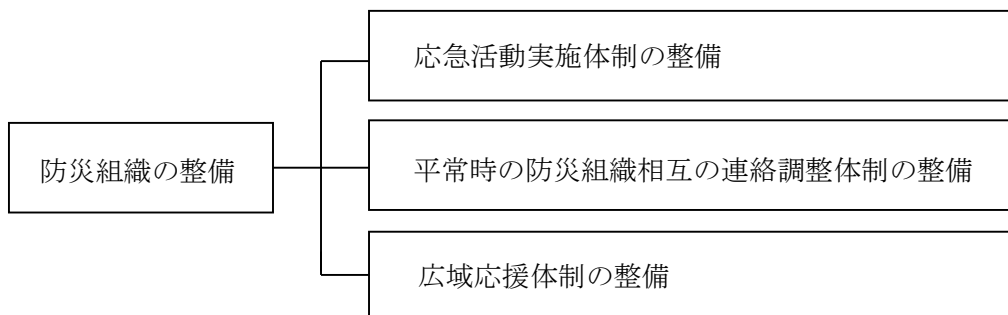
本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

風水害等は、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員配備させることは応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第2編第2部第1章第1節「活動体制の確立」参照）

（1）マニュアルの整備

災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領のマニュアルを作成する。

（2）宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制

制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

（災害対策本部の設置方法は、第2編第2部第1章第1節「活動体制の確立」参照）

（1）災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

（2）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

（3）災害対策本部室の職員の育成

災害対策本部室の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

（1）情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

（2）勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

（1）日頃から情報交換を積極的に実施

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に実施し、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

（2）通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 市における連絡手続等の明確化

市は、自衛隊の災害派遣要請は原則として県を通して行うが、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、本計画に明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 相互応援体制の整備

市は、鹿児島県及び県内市町村間の災害相互応援協定等に基づき、災害時に応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害等の相互応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第4 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

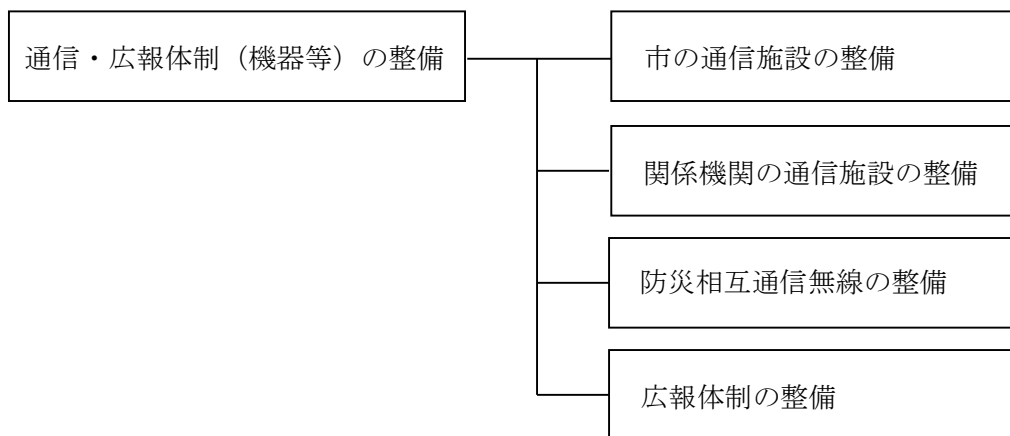
また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

(2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備〔実施責任者：防災安全課〕

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNS の活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。



第1 市の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備する等、多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、戸別受信方式は、自治会放送設備を利用したものとし、積極的に自治会に対し整備を推進する。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 関係機関の通信施設の整備

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第3 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

2 通信施設の運用の充実

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

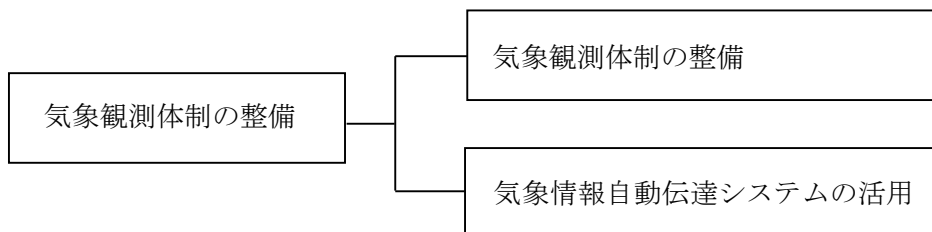
第4 広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ・ラジオ等を通じて市民に提供するため、緊急情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

第3節 気象観測体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 気象観測体制の整備

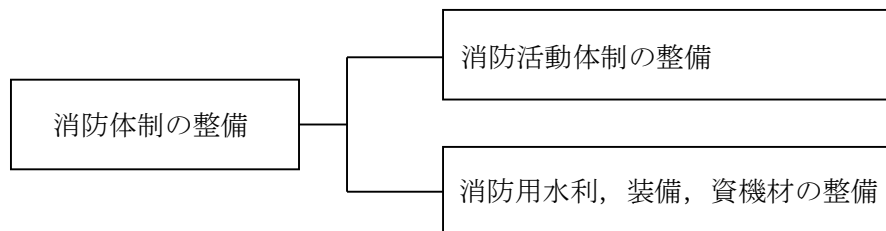
市及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在官公署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第4節 消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

風水害等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制並びに消防水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

（1）消防組織の整備状況

本市の消防組織は、常備消防と非常備消防により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

消防組織の整備状況（令和7年4月1日現在）

区分	常備消防（指宿南九州消防組合）				非常備消防（消防団）	
	消防本部	消防署	分遣所	消防職員	分団	消防団員
人員	1	2	3	1 5 3	2 2	5 3 5

（2）消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団車両・資機材。拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（3）消防団の育成強化の必要性

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成・

強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防用水利，装備，資機材の整備

1 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防用水利の整備状況

本市の消防用水利の保有状況は、以下のとおり。 （令和7年4月1日現在）

区 分	数 量
消 火 栓	1, 1 9 7
防火水槽	6 6 5
水利合計	1, 8 6 2

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するように、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消防用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防機械保有状況

指宿南九州消防組合及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

消防機械保有状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	消防組合現有	消防団現有	計
普通消防ポンプ車	0	24	24
水槽付消防ポンプ車	6	0	6
はしご車	1	0	1
小型動力ポンプ	0	23	23
小型動力ポンプ積載車	0	23	23

(2) 消防装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、以下のとおり。

消防通信体制の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	消防救急業務用無線局		火災報知専用 電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令専用	消防指令装置併用
指宿南九州消防組合	7	123	8	—	—

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新のほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）を活用し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備，高所カメラによる早期支援情報の収集，部隊運用装置，消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお，その他の消防通信体制については，以下の機器等の整備の促進に努める。

- ・多重無線通信機
- ・衛星通信システム
- ・早期支援情報収集装置
- ・震災対策用通信設備等（可搬無線機，携帯無線機，全国共通波（増波）基地局等）

イ 通信・運用体制の整備

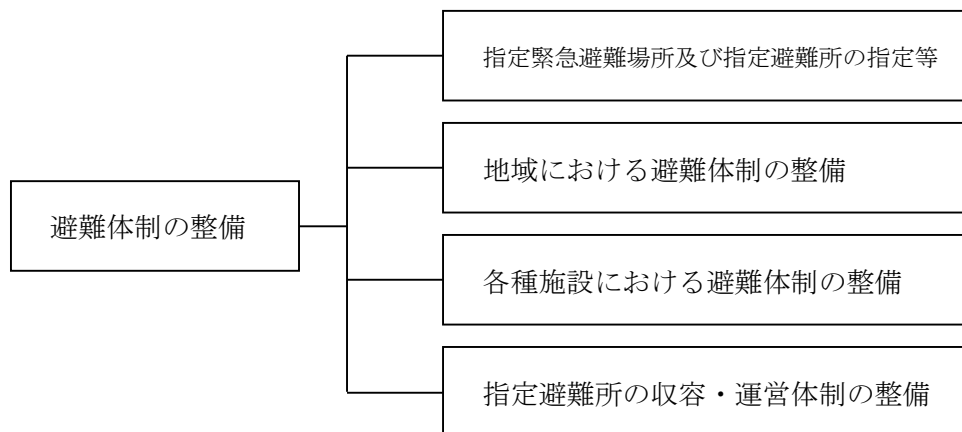
（ア）消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。

（イ）被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

（ウ）住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備〔実施責任者：全部〕

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、風水害等における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

1 避難予定場所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域については、浸水想定区域をその区域に含む場合、洪水予報用の伝達方法及び指定緊急避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等

を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の確保と整備

（1）指定避難所の確保

指定避難所は、学校、公民館等の既存建物を利用する。

（2）指定避難所の処理能力等の把握

市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの指定避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、指定避難所の指定にあたっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、指定避難所である旨を明確に表示しておく。

（3）指定避難所の整備

市が、指定避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災安全課と福祉健康課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マ

ット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等、衛星通信を活用したインターネット機器の通信機器等のほか、洋式トイレ等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(4) 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

3 指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のないルートを複数選定しておく。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示等を行う。

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第2編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」を参照）

イ 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ 市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、鹿児島県地域防災計画及び本計画により行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ本計画において実施要領を定めておく。

イ 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法令に基づき、関係機

関に報告又は通知するほか、市長にも通知しなければならない。

ウ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び南薩地域振興局）に報告しなければならない。

（3）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送等の方法を講じておく。

オ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

2 自主避難体制の整備

（1）市は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

（2）自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

（3）住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

（4）指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会施設等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いこと等も期待されるため、市は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のよう

に、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 防災行政無線等を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、インターネット（市ホームページ）、市公式LINE等のソーシャルメディア、自治会無線放送施設等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険区域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用等、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に

して、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、本計画にその名称及び所在地、並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等

の伝達方法を定めることが義務づけられている。(水防法第15条)

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分に配慮したものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、指定避難所においては、高齢者や障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の指定避難所とは別に、マンパワー等、介護に必要な機能を備えた指定避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

5 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内市町村が、ハザードマップに基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるように、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

6 在宅避難者等の避難体制の強化

(1) 県及び市は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(2) 県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者

等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく、特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示等や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、災害時における

施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における避難体制の整備

教育長は、市内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 校舎等においては、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により指定緊急避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、指定緊急避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 指定緊急避難場所の指定・確保

教育長は、地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの指定緊急避難場所を定めておく。

第5 指定避難所の収容・運営体制の整備

1 指定避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容体制の整備

指定避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、指定避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各指定避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに

知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における指定避難所の開設及び収容は、市長が実施する。指定避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置する等の措置を講ずるよう努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災 Web や市町村独自のアプリケーション等、多様な手段を活用して避難所の混雑情報を周知する体制の構築に努める。

2 指定避難所の運営体制の整備

市は、各指定避難所に、指定避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、指定避難所管理運営マニュアルに基づき指定避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 指定避難所の生活環境改善システム等の整備

市は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、指定避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

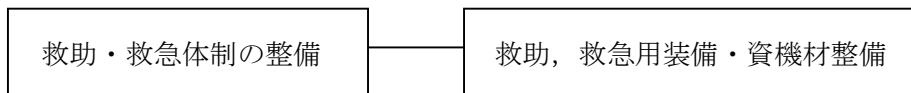
4 指定避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の指定避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した指定避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助・救急体制の整備

1 市（消防組合含む）の救助・救急体制の整備・構築

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（1）市（消防組を含む）の救助・救急体制の整備

ア 消防組合を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市は、市内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確にする等、調整を行っておくものとする。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。

（2）警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊、警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 県警ヘリコプター、車両及び船艇等警察が保有する装備資機材の整備・充実に努める。

ウ 市や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 海上保安部の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 孤立化集落対策

市は、中山間地域、沿岸地域において、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出に・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話等、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）等が整備された場合は、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 救急患者等の緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定を検討する等、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話等の通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

別 記

孤立化集落対策マニュアル

1 目 的

- 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置等、情報収集体制の整備を図るとともに、万が一孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、市において、孤立化の未然防止と災害応急対策の実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市及び防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

2 孤立化集落対策

1 孤立化するおそれのある集落の把握

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握にあたっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、南薩地域振興局等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落（例）〕

□ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
- 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路
災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路において橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、
交通途絶の可能性が高い。
- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が
高い。

※道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

〔参考〕

孤立化する恐れのある集落との通信手段への影響について

- 道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による
通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
- 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか
否か。

2 孤立化の未然・事前防止

孤立化を未然に防止するため、市、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平時からの情報共有や訓練に努める。

（1）市

・孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

・集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

このため、集落における自主防災組織等において平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実。強化に取り組む。

・集落内に学校や警察、消防等の公共機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

・アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

・道路交通の途絶を想定し、平常時から、漁協との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。

・孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や食料や医薬品などの支援物の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市等）

・崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。そのため、県、市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

・発生後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体やインフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

・孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえて固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、避難所への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市

・孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り地域住民の健康状態や集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

・孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

・道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や集落内で当面生活していくための飲料水、食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

・また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。

・その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

・市から 孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査やの県職員の市への派遣（リエゾン）等により孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。

・孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市への応援要請を行う。

・放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県・市等）

・道路管理者（県・市等）は国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。

・道路管理者（県、市等）は道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 港湾・漁港管理者（県、市等）

・港湾・虚構管理者（県、市等）は国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。

(5) 通信事業者

・通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。

・通信事業者は、孤立した集落との通信手段を確保するため自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。

・通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(6) 警察

・警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(7) 自衛隊

・自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、大型ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(8) その他防災関係機関

・その他防災関係機関は、県や市からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

3 住民の救助，救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参

加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護手当等の習得に努める。

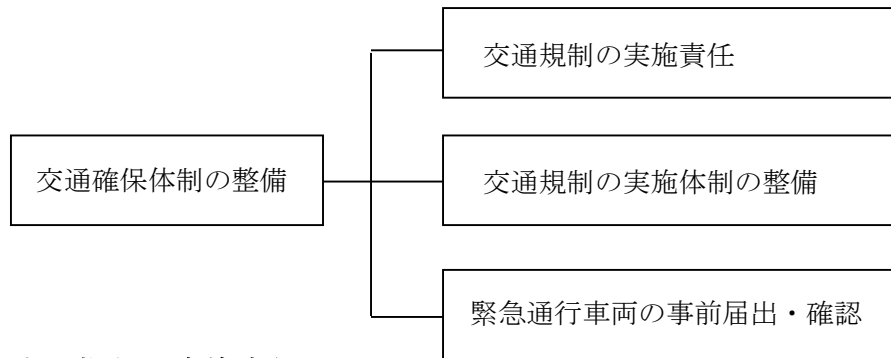
第2 救助，救急用装備・資機材の整備

市（消防組合含む）は、土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、消防組合，消防団，自主防災組織等において，必要な救助用装備・資機材の整備を図っていく。

第7節 交通確保体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課・関係機関〕

風水害等には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣（指定区 間内の国道） 知事（指定区間を除く 国道及び県道） 市長（市道）	（道路法第46条） 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危 険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認め られる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策 に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要が あると認めるとき （道路交通法第4条、第5条、第6条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全 と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道 路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長	（港湾法第12条第1項第4号の2） 1 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に 関し必要な規則 （港湾法第12条第1項第10号） 2 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提 供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港 湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を 規制する。

海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき
--------	-----------------------------------	---

第2 交通規制の実施体制の整備

1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 災害時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の連携について検討する。
---------------	--

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という）」を組織する。
- (2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換等、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化等の交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通渋滞が想定される箇所において実効性を伴う通行規制や交通制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

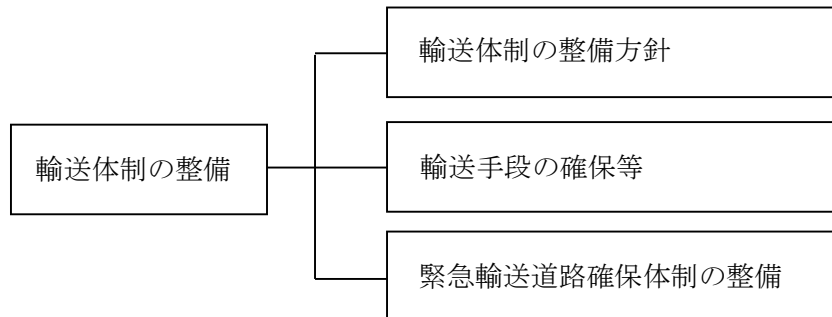
2 届出済証の受理と確認

県公安委員会の交付する届出済証を受理した車両については、県（危機管理防災課）、県警本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、緊急通行車両である旨の確認を受ける。その後、緊急通行車両の標章及び確認証明書を受理する。

第8節 輸送体制の整備〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に対応できる輸送体制が必要である。

このため、必要な車両、船艇、労務の確保等、輸送体制の整備を推進し、災害時の各種輸送は、輸送対象の種類、数量、緊急度並びに現地の状況等を勘案して、最も適切な方法によるものとする。

第2 輸送手段の確保等

1 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は以下のとおり確保する。

（1）自動車による輸送

- ア 災害応急対策実施機関の車両
- イ 公共的団体の車両
- ウ 貨物自動車運送事業者の事業用車両
- エ その他の民間の車両

（2）鉄道による輸送

（3）船舶による輸送

- ア 県有船舶
- イ 漁船
- ウ 民間船舶
- エ 海上保安本部所属の巡視船艇等
- オ 自衛隊所属の船舶等

（4）航空機による輸送

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、日頃から連携を図るものとする。

第3 緊急輸送道路確保体制の整備

1 作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業ができるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

2 装備・資材の整備

市及び道路管理者は、平素から作業装備・資材の整備を行うとともに、建設同友会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

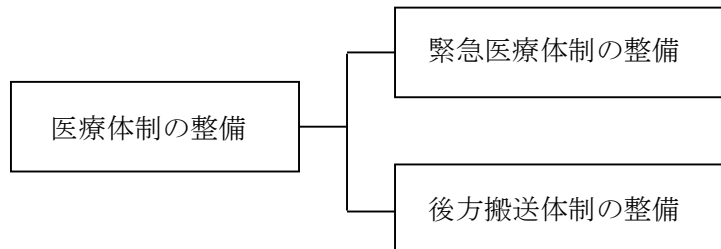
3 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に建設同友会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備〔実施責任者：福祉健康課・消防組合〕

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため市は、医師会、県（保健所）、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。



第1 緊急医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や医療機関等の役割分担について調整を行い、地域内の連携充実を図る。

（1）救護班体制の整備

市は、被災者の実情に応じて、医師会の協力を得て救護班を編成するものとする。

（2）救護所の設置、運営計画

市は、災害の実情に応じて、救護所及び現場救護所を設置するものとする。

なお、運営については、関係機関等とあらかじめ協議し、巡回診療等についても考慮するものとする。

（3）医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成する等、平素から整備しておくものとする。

（4）情報連絡体制の充実

市は、県（保健所）、関係医師会等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 後方搬送体制の整備

市は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための、災害拠点病院等、後方医療施設の確保体制を推進する。

（1）市（消防組合）、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市（消防組合）、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確にしておく。

（2）トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を

搬送する必要がある。

このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について日頃から訓練し、習熟に努める。

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者や挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）等の透析を必要とする患者の発生対応のため、患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

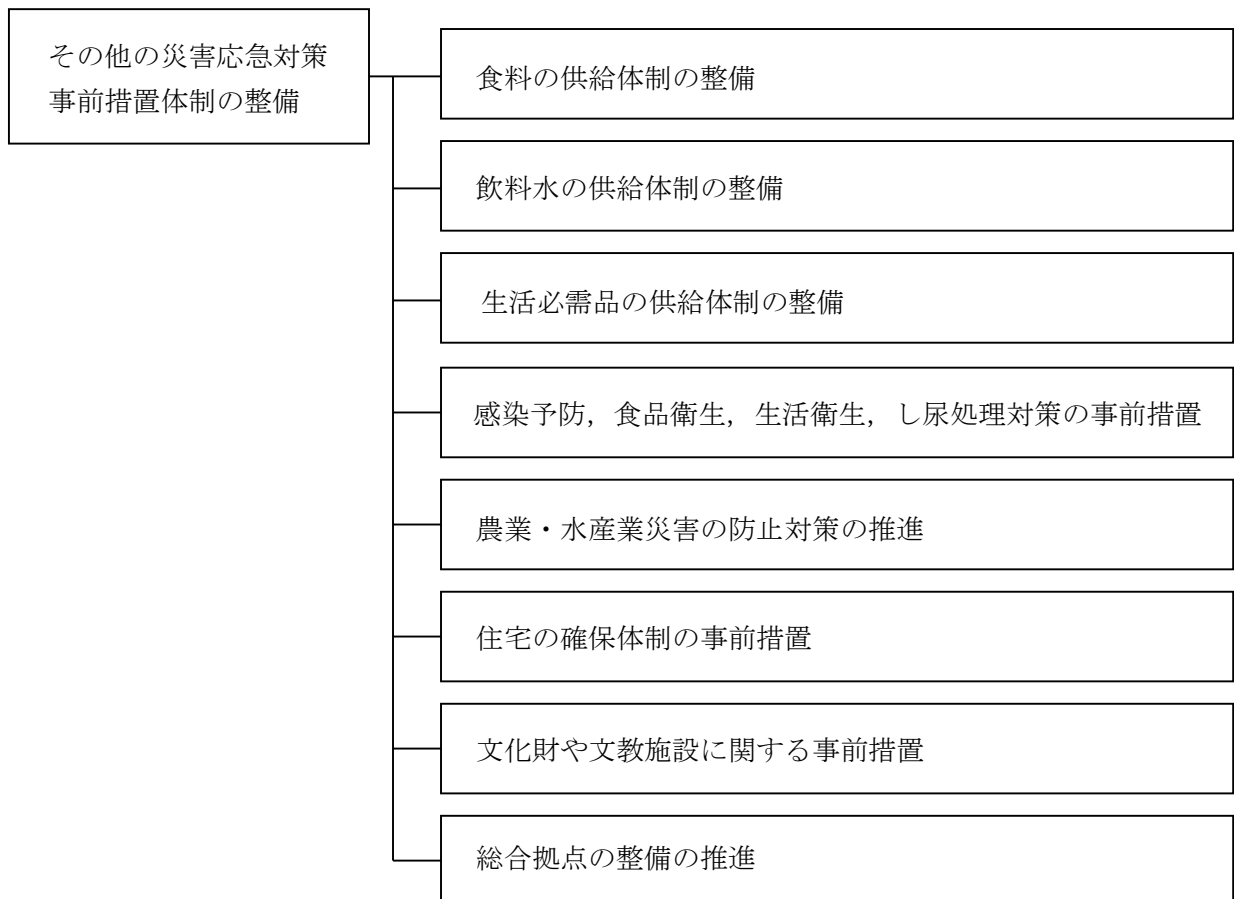
平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣市等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任者：全部〕

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等の整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支線システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

(1) 市は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。(市の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については、第2編第2部第3章第2節「食料の供給」参照)

- (2) 市は、住民及び自主防災組織に3日間程度の非常食を含む非常持出品等の指導・啓発を行う。

2 食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者、米穀販売事業者等と協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

市は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において、災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等について検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

市は、あらかじめ災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市は、必要に応じ給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

3 応急対策資料の整備

市は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

市は、日頃から水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町等との相互応援体制の整備に努める。

5 耐震性等の水道施設の整備促進

市は、災害に強い水道施設及び災害時に水の確保が可能な施設について、計画的に整備を行うものとする。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品備蓄計画の策定

市は、災害時に必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。その場合、男女のニーズの違い

や子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するものとする。

2 流通在庫の調達

市は、備蓄物資のみでは不足する場合を想定し、大手スーパー、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

市は、災害による感染症予防のため、各種作業実施の組織編成計画を作成する。

感染予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、県地震等被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、応援体制の整備に努める。

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、市はもとより関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を推進する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を推進する。

4 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に市はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日頃から連携強化に努める。

5 漁具・漁船・いけす等の災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難等、適切な対策を推進する。

第6 住宅の確保体制の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 市は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達ができるように、入手手続き等を整えておくものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- ・防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

イ 環境の整理、整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- ・火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を禁止する。

エ 火災危険の早期発見と改善

- ・定期的に防火診断を受ける。
- ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災の警戒を厳重にする。

カ 火災の起こりやすい箇所に注意する。

キ 消防計画を作成するとともに、訓練を実施する。

(2) 消火施設の整備

文化財建造物には、消防法に規定する消防用設備等の設置を行う。

また、文化財建造物を外部から防護するための設備については、周辺環境の状況等を考慮し設置するものとする。

(3) 文化財防火デーの計画

市教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、訓練を計画し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

2 文教施設に関する事前措置

ミュージアム知覧、平和会館、水土利館の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合拠点の整備の推進

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能等を有するものとして、自治会の区域には、コミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には、地域防災拠点の整備を進めていく。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模災害が発生した場合、道路の寸断等により孤立する自治会等の発生が懸念される。

このため、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、災害時の被災状況調査や差し迫った住民への危機等を回避するために県消防・防災ヘリコプターを活用する。

第9 総合防災力の強化に関する対策

1 災害応急対策体制の構築

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

2 防災行動計画

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 住民の防災活動の促進

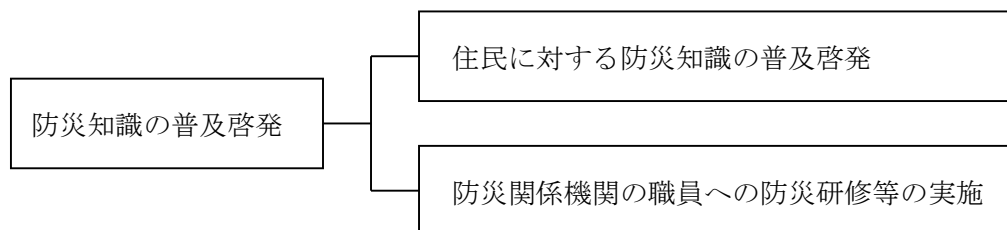
風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておく必要がある。

本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、災害防止運動を行い住民の防災知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ、テレビ、自治会放送施設
- イ 新聞
- ウ 市ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター含む）
- オ 映画、ビデオ、スライドの制作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク SNS（市公式LINE等）

ケ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア 住民及び自主防災組織の責務

住民及び自主防災組織は、各種防災対策を行うとともに、市及び防災関係機関と連携し、協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中等、様々な条件化で災害が発生した時の行動

(オ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ケ) 負傷者、避難行動要支援者等の救出の心構えと準備

(コ) 船舶等の避難措置

(サ) 農作物の災害予防事前措置

(シ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- ④ 屋根・雨戸等の補強
- ⑤ 排水溝の整備
- ⑥ 初期消火、出火防止の徹底

- ⑦ 避難の方法、避難路、指定緊急避難場所の確認
- ⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

(ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

カ その他、災害の態様に応じた取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、市、県、その他の防災機関は、「県民防災週間」「防災週間（「防災の日」9月1日を含む1週間）」「防災ボランティア週間（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）」「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習会等をカリキュラムに組み込む等、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティア等を対象とする社会教育の場での防災教育は、校区公民館等の各種社会教育施設等を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 防災教育の伝承

市は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹

底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意等の防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛ける等、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任者を有する機関は、各々目標を設定し効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、次に掲げる内容が考えられる。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 流出油災害対策訓練
- サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

市の水防訓練は、梅雨期前に実施することとし、防災訓練については、9月に実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げる場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域等、それぞれの地域において十分検討する。

市が実施する場合は、南九州市内の3地域を持ち回りとし、その地域内の最も訓練効果を上げ得る場所とする。

(3) 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要であると認めるときは、南九州警察署に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について、協議し協力を得るものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果のある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、防災関係機関と協力する。また、自主防災組織、各種団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する等して実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 市が行う訓練

ア 市の総合防災訓練

市は、各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施する。

ウ 非常通信訓練

市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、作業場等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するように努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

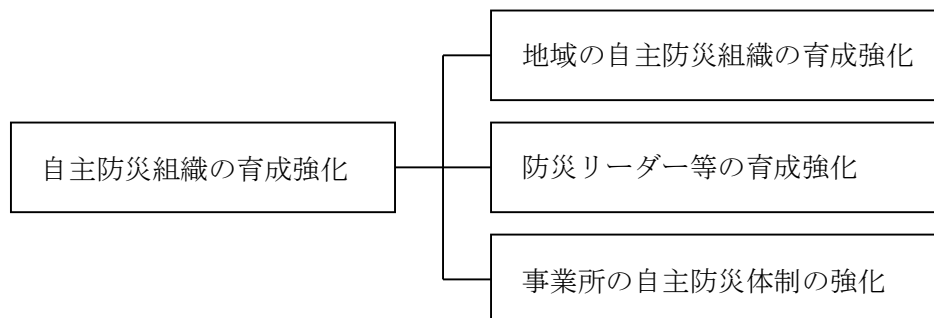
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施日の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

市は、自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修等、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、南九州市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防組合等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 山腹崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区

- オ 津波危険のある地区
- カ 工場等の隣接地区
- キ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ク 土砂災害警戒区域等のある区域
- ケ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織作り

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 自治会等の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の把握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動を魅力と活力あるものにするために、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員等の地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊の設置

(1) 自衛消防隊の設置の推進

不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊の設置について推進する。

(2) 自衛消防隊の設置対象施設

ア 不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模・形態により不特定多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導する等、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

2 自衛消防隊の活動の推進

(1) 自衛消防隊の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導、救出・救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進〔実施責任者：防災安全課〕

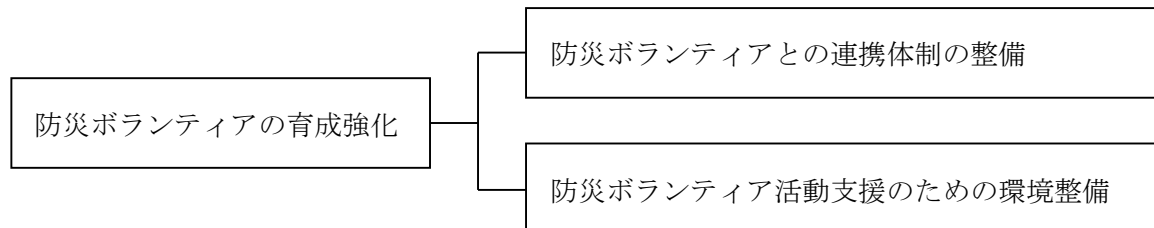
市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課・社会福祉協議会・消防組合〕

風水害等の大規模災害においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

市及び関係機関においては、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実績を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 市による環境整備

（1）防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

（2）防災ボランティア登録・把握

市は、平常時から、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

また、市は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

（3）大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市は、大規模災害に備えた指定避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供す

るものとする。

(4) 消防組合による環境整備

消防組合は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

(5) 災害ボランティアセンターの設置予定場所

災害ボランティアセンターの設置予定場所は次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
南九州市社会福祉協議会	南九州市知覧町郡 17848	0993-83-3961

第6節 企業防災の促進〔実施責任者：防災安全課〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

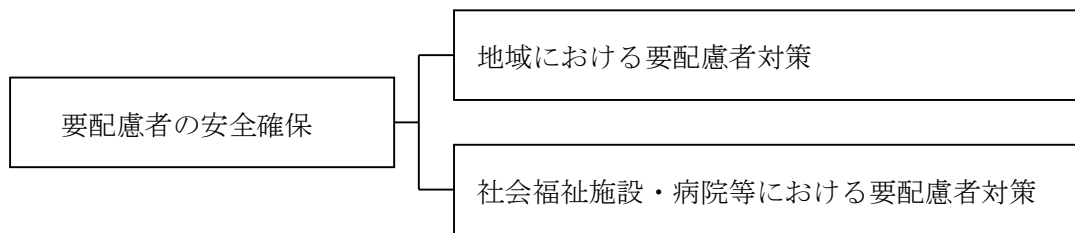
市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う等、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保〔実施責任者：防災安全課・福祉健康課・関係機関〕

高齢者や乳幼児、障害者、外国人、妊産婦、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による市内への流入人口の増加に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

市は、市の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係課間での共有化を図る。特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、本計画に基づき、防災安全課と福祉健康課等、関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、本計画に基づき、防災安全課や福祉健康課等、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に懸かる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿と個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は、本計画の定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。

市は、本計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応ができるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、できるだけ被害に遭わないために、要配慮

者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練において

は、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。また、市はホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、指定避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には複数の手段を用いた気象情報等の積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、

また、各種災害応急マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4までの事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。